

議第138号

企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例の制定について

企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例

企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例（平成20年呉市条例第47号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第9条第1項の規定に基づく準則を定める条例

第1条中「企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律」を「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律」に、「企業立地促進法」を「地域未来投資促進法」に、「第10条第1項」を「第9条第1項」に改める。

第3条中「企業立地促進法第10条第1項」を「地域未来投資促進法第9条第1項」に改める。

付 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

（提案理由）

企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部改正に伴い、所要の規定の整理をするため、この条例案を提出する。